

役員退職金規程

(財)地球・人間環境フォーラム

- 第1条 常勤役員が退任するときは、国家公務員退職手当法の規定を適用して算定した額を退職金として支給するものとする。
- 第2条 常勤役員の勤続期間については、満65歳を超える在任期間は算入しないものとする。
- 第3条 当財団の運営に特に顕著な功績のあった役員については、理事長の定める基準に基づき特別功労金を支給することができる。
- 付 則
- 1 この規程は、平成2年5月8日から適用する。
 - 2 この規程は、平成14年4月1日から適用する。
 - 3 この規程は、平成16年4月1日から適用する。